

委員提出資料

目 次

- 加藤 篤彦 委員提出資料 . . . P . 1
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P . 2
- 三日月 大造 委員提出資料 . . . P . 12
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P . 14
- 宮田 裕司 委員提出資料 . . . P . 16
- 村上 陽子 委員提出資料 . . . P . 17
- 望月 昌幸 委員提出資料 . . . P . 19
- 戸巻 聖 専門委員提出資料 . . . P . 21

1. 処遇改善加算 研修について

- 1) 教員免許更新制が発展的解消となり、処遇改善等加算 の研修要件が段階的に実施されていく中で、保育士等キャリアアップ研修と幼稚園、認定こども園のための研修の在り方や用語の違いなどでの混乱があるため、FAQの最新化をお願いしたい。
- 2) 保育士等キャリアアップ研修と幼稚園、認定こども園のための研修の相互の研修互換については、以前から検討のお願いをしているところであるが、例えば、学校法人が運営する小規模保育所に限っては認定こども園や幼稚園と一体として運営されているところが多いため、認定こども園での研修ルールに揃えることとしてはどうか

2. 幼児教育の質の向上のための公定価格への配慮

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育の質向上のための努力を現場の保育者は続けている保育教諭・幼稚園教諭が上位の免許状を取得したり、保育士が幼稚園教諭免許を取得したりといった多様な資質向上の取組を評価し、公定価格に反映するなど、国として一体として教育の質の向上をめざしてほしい

3. 乳幼児の健康状況の把握

乳幼児の健康状況の把握は、どの施設に通っても、子どもが質の高い教育・保育を受けられる基盤となる重要なものである。こども家庭庁の発足後は、子どもの健康面について、どの園でもしっかりデータを把握して効果的な対応ができるよう、国としても必要な支援をお願いしたい。

4. 接続期プログラム

18 歳までの子どもの発達を見越した教育の一貫性を確保することは極めて重要である。幼保小の架け橋プログラムには引き続き期待している。

2022年7月7日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

「保育の必要性認定」を撤廃し、全ての子どもたちが保育園を利用できるようにしてください。

【概要】

- 1 専業主婦（夫）家庭や、フリーランス等、労働時間が一定基準を満たさない保護者の場合、「保育の必要性認定」の要件に合致しないため、現行制度では子どもは保育園に通えません。
- 1 専業主婦家庭は、共働き世帯に比べ、周囲からのヘルプが得られにくく、孤独と孤立に陥りやすく、24時間小さい子どもと一緒にいることで虐待のリスクを高めています。
- 1 親の就労の有無によって、子どもが専門的で質の高い保育を受けられるか否かに差が出ている保育園制度の現状は、こどもの権利が尊重されていません。
- 1 こども基本法に照らして、こどもが「安心安全に成長」でき、「こどもの最善の利益」が実現されるために、保育園のあり方を見直す時期がきています。
- 1 「保育の必要性認定」を撤廃し、すべての家庭が、その家庭に合わせた頻度で保育園を利用できるようにしてください。

【補足：調査報告】

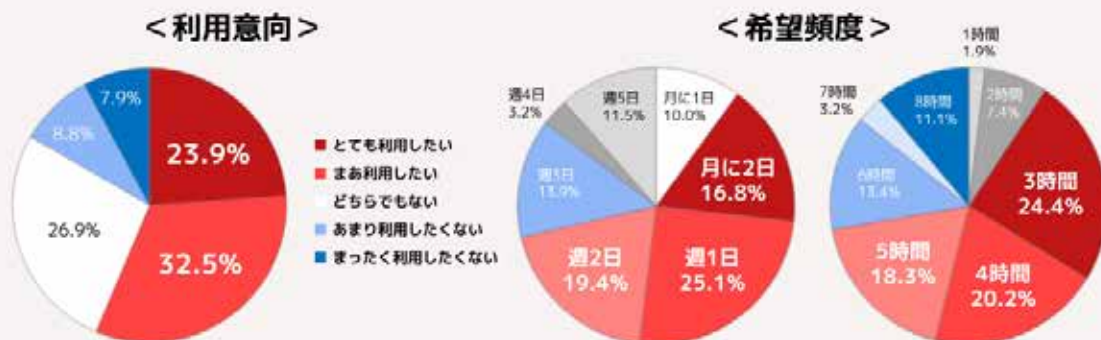
1. 未就園児（無園児）家庭の定期保育ニーズ

フローレンスと日本総研が行った全国アンケート調査によると、未就園児（無園児）をもつ家庭の過半数が定期保育サービスの利用を希望していることが分かりました。利用頻度は週1～2回、短時間での利用を希望しています。

調査結果サマリー | アンケート調査

未就園児（無園児）をもつ家庭の過半数が定期保育サービスの利用を希望している

利用したい場合の希望頻度としては、週1~2日、1回あたり3~5時間が多く、通常の定期保育サービスより低頻度・短期間での利用ニーズであることが伺える



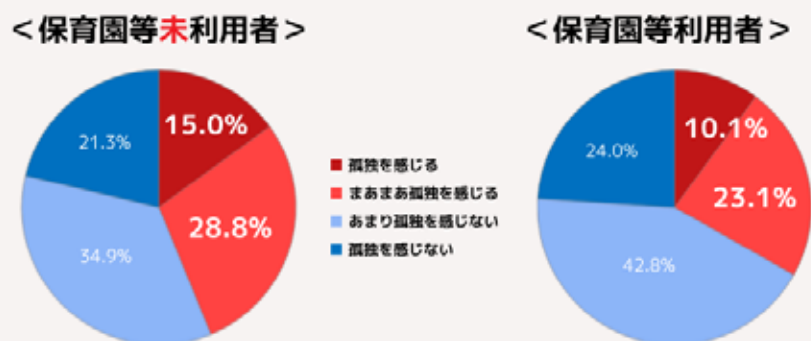
10

無園児家庭は、保育園等を利用している家庭と比べ、子育ての中で孤独感を感じるという割合が高くなりました。

調査結果サマリー | アンケート調査

未就園児（無園児）家庭の方が親が子育てで孤独を感じやすい

未就園児（無園児）をもつ家庭の方が「子育ての中で孤独を感じる」と回答した割合が10ポイント程度高かった



5

また、孤独を感じている家庭ほど、定期保育サービスを使いたいと感じていることがわかりました。

調査結果サマリー | アンケート調査

子育てで孤独を感じている家庭ほど定期保育サービスの利用意向が高い

「子育ての中で孤独を感じる」と回答した家庭ほど、
そうでない家庭と比べて定期保育サービスを「利用したい」割合が高かった

親の孤独感（子育ての中で孤独を感じる）× 定期保育サービスの利用意向（単一回答）

	n	とても 利用したい	まあ 利用したい	どちらでも ない	あまり利用 したくない	まったく利用 したくない	(再掲)とても 利用したい/ まあ利用したい
あてはまる	180	36.7%	33.9%	20.6%	6.7%	2.2%	70.6%
ややあてはまる	345	24.6%	33.0%	27.5%	8.7%	6.1%	57.7%
あまりあてはまらない	419	19.3%	35.3%	30.8%	7.9%	6.7%	54.7%
あてはまらない	256	21.5%	26.2%	24.2%	11.7%	16.4%	47.7%

7

そして、虐待につながるリスクのある家庭ほど、定期保育サービスを求めていることがわかりました。

調査結果サマリー | アンケート調査

リスク行動が見られる家庭ほど定期保育サービスの利用意向が高い

「子どもに手をあげてしまいそうなことがある」「子どもを怒鳴ってしまうことがある」と回答した家庭ほど、
そうでない家庭と比べて定期保育サービスを「利用したい」割合が高かった

虐待リスク（子どもに手をあげてしまいそうなことがある）× 定期保育サービスの利用意向（単一回答）

	n	とても 利用したい	まあ 利用したい	どちらでも ない	あまり利用 したくない	まったく利用 したくない	(再掲)とても 利用したい/ まあ利用したい
あてはまる	145	46.2%	28.3%	15.2%	7.6%	2.8%	74.5%
ややあてはまる	357	23.0%	33.3%	30.5%	7.0%	6.2%	56.3%
あまりあてはまらない	326	21.5%	31.9%	29.8%	8.9%	8.0%	53.4%
あてはまらない	372	18.3%	33.9%	25.5%	10.8%	11.6%	52.2%

虐待リスク（子どもを怒鳴ってしまうことがある）× 定期保育サービスの利用意向（単一回答）

	n	とても 利用したい	まあ 利用したい	どちらでも ない	あまり利用 したくない	まったく利用 したくない	(再掲)とても 利用したい/ まあ利用したい
あてはまる	264	36.0%	29.5%	19.3%	10.6%	4.5%	65.5%
ややあてはまる	436	25.9%	33.0%	29.1%	6.2%	5.7%	58.9%
あまりあてはまらない	289	13.1%	39.1%	29.4%	10.4%	8.0%	52.2%
あてはまらない	211	19.4%	26.1%	28.4%	9.5%	16.6%	45.5%

8

2. 未就園児（無園児）の受け入れキャパシティ試算

待機児童問題が解消しつつある中、保育園にはすでに空きが出ています。また少子化により、この空き定員数は増加傾向にあります。

フローレンスと日本総研の試算により、**保育所等の空き定員を利用して、すべての未就園児（無園児）が週1日通うことは可能**ということがわかりました。保育園は、無園児の受け皿になりうるのです。

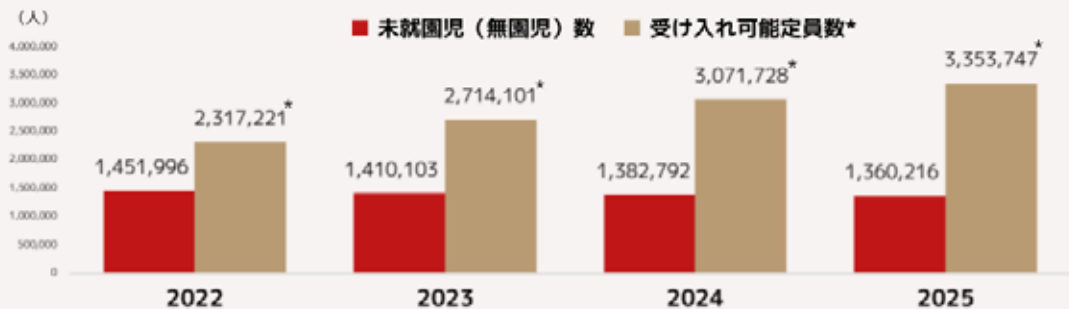
調査結果サマリー | 保育ニーズに関する推計調査

保育所等空き定員を利用して、すべての未就園児（無園児）が週1日通うことが可能

地域及び学年区分を加味しない場合、

2022年度時点で既に未就園児（無園児）計145万人全員（週1回利用）を受け入れることが可能な状況である

< 未就園児（無園児）及び受け入れ可能定員数（0～5歳児合計） >



*受け入れ可能定員数とは、未就園児が週1日通うことを前提に、保育所等空き定員数×5で計算

16

3. 未就園児（無園児）の定期利用にかかる財源試算

少子化で利用児童数は減少するため、国の保育所等への補助額は年々減少します。この余剰となる補助額を無園児の定期預かり費用に充てる試算をしました。

現在の国の補助額の範囲内で、2028年には、未就園児（無園児）の定期利用ニーズに応じた預かり費用を賄えることがわかりました。

調査結果サマリー | 保育ニーズに関する推計

少子化に伴う国の補助額の減少分で、未就園児（無園児）の定期保育ニーズ*を満たせる

2028年には少子化に伴い減少する国の保育園等への補助額相当分で、

未就園児（無園児）の定期預かりに必要な財源を補うことができる

< 国の年間補助想定額 >



*無園児預かりに必要な国の補助額は、アンケート調査で利用した未就園児家庭の定期利用ニーズを参考に、0歳児は60%・週1日、1・2歳児は60%・週1日、3歳以上児は100%・週2日とした場合、日割のベース（週1日利用であれば法定定員×1/5を施設に按分）で試算。

18

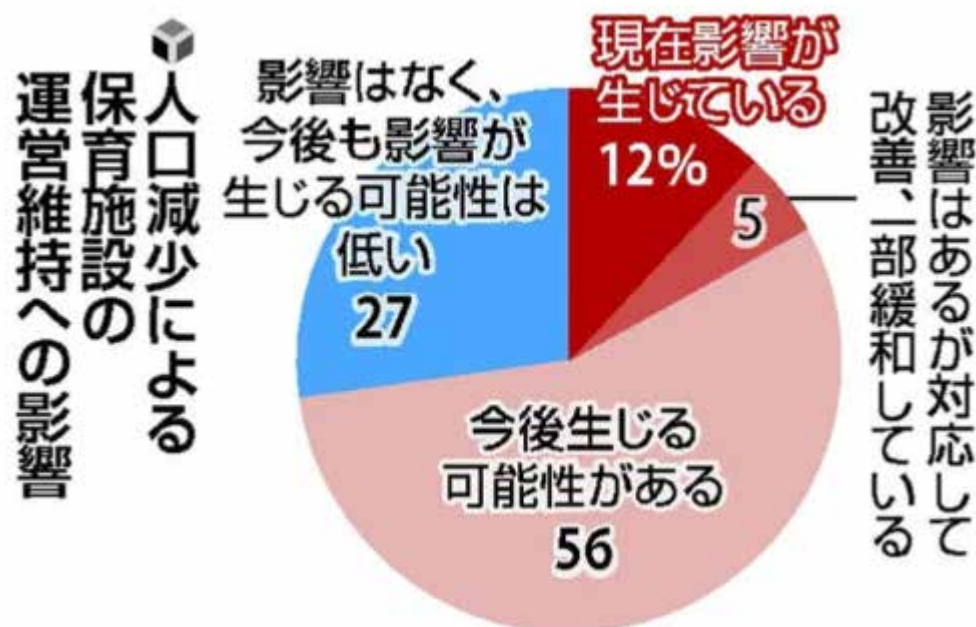
【まとめ】

- 1 無園児家庭には保育園を定期的にご利用したいニーズがあり、一方、保育園には、その受け皿となるキャパシティがあることがわかりました。

- すべての子どもに質の高い保育を受ける権利が保障されるべきです。
- 私たちは、保育の必要性認定を撤廃し、保育園が全ての子どもたちと親たちのセーフティネットになるよう、提言します。

公定価格の賃借料加算の算定方法を見直してください

- 賃借料加算や冷暖房費加算の「利用子ども数×単価」の算定方法では、子どもの入所率が下がると補助金収入が減ってしまいます。
- 建物賃借料や冷暖房費は毎月定額なのに、子どもの数により収入が変動してしまう現在の加算の仕組みでは、今後、保育園等の量的拡充や少子化等により、保育園等の入所率が下がると事業者負担が増し経営を圧迫していきます。
- 厚生労働省の「子ども・子育て支援推進調査研究事業」調査結果¹によると保育施設の5割超が人口減少により運営維持が困難な状況です。



- また、子ども1名欠員の場合の賃借料加算の影響は、100名定員の保育園では「1/100」減収ですが、19名定員の小規模保育事業では「1/19」減収になります。規模が小さければ小さいほど、1名あたりの単価が高いため、小規模保育事業を運営する事業者にとって非常に深刻な問題です。

¹ 保育施設の5割超が運営維持に懸念、人口減少の影響で...厚労省調査
<https://www.yomiuri.co.jp/national/20220502-OYT1T50103/>

- Ⅰ 企業主導型保育事業では、在籍児童数で変動するのではなく「定員数」に応じて加算額が算定されています。

⑨賃借料加算

(1事業当たり年額)

定員区分	加算額
6 ～ 12 人	2,282,000 円
13 ～ 19 人	3,838,000 円
20 ～ 30 人	3,986,000 円
31 ～ 40 人	4,724,000 円
41 ～ 50 人	5,315,000 円
51 ～ 60 人	5,315,000 円
61 人 ～	5,374,000 円

- Ⅰ 利用子ども数に応じて施設・事業者側で調整ができない費用に関わる加算については、企業主導型保育事業と同様に「定員数」で算定するように見直してください。

「医療的ケア児保育支援事業」がより全国の保育園へ広がり医ケア児の預かりが増加するよう、働きかけをしてください。

- Ⅰ 2021年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、地方公共団体は、医療的ケア児とその家族に対する支援施策を実施する責務を有することとされました。
- Ⅰ しかしながら、「医療的ケア児保育支援事業」の導入が進んでいない自治体は多く、自治体によって対応にばらつきが生じています。

【23区における認可園（集団保育）での医療的ケア児受け入れ可否（R3年9月時点会員団体による独自調査）】

受け入れ可 (13区)	渋谷、世田谷、練馬、杉並、港、板橋、品川、文京、中野、目黒、江戸川、足立、大田
受け入れ不可 (9区)	江東、荒川、新宿、台東、中央、豊島、北、墨田、葛飾
例外	千代田（すべての園児に対して個別判断で実施）

- Ⅰ 医療的ケア児の親が安心して就労できるように、そして、集団生活で医療的ケア児が成長できるように、導入が進んでいない自治体に向けて「医療的ケア児保育支援事業」を速やかに導入すること、保育所での医療的ケア児の受け入れを進めてもらうように再度通知を出してください。

- 1 実際導入されている自治体でも、保育所は対象としているがそれ以外の施設は対象外とされている場合もあります。事業種別にかかわらず、医療的ケア児受け入れの体制整備が進むよう国から自治体へ働きかけてください。あわせて、対象施設として企業主導型保育事業も含めてください。

企業主導型保育事業について

1. 助成対象となる欠席事由を緩和をしてください

- 1 企業主導型保育事業における運営費助成金の算定において、在籍児童の出席日数が月16日を下回る場合は日割り計算の対象となり、助成金額が大幅に減額されます。

(例) 東京 23 区 定員 12 名 週 6 日・11 時間開所 保育士比率 100%
0 歳児基本分単価

- ・ 320,190 円 (出席日数が 16 日の場合)
- ・ 192,114 円 (出席日数が 15 日の場合)

	①各月初日の入所児童	②定型的な利用のない児童	③月途中入所(退所)児童
状況	当該月の入所・退所が発生せず、かつ、『出席日数』+『助成対象となる欠席日数』=「16日以上」の場合	当該月の入所・退所が発生せず、かつ、『出席日数』+『助成対象となる欠席日数』=「15日以下」の場合	当該月の入所・退所が発生した場合
算式	「基本分単価」から「利用者負担相当額」を差し引いた額	「基本分単価」から「利用者負担相当額」を差し引いた額を日割り計算する	「基本分単価」から「利用者負担相当額」を差し引いた額を日割り計算する [※]

- 1 助成対象となる欠席事由は、下記図表のとおり限定的になっており、「家庭保育が可能となった」・「既往歴のある通院」・「発達支援のための療育」等の利用者都合による欠席に関しても、助成対象となる欠席とは認められず、運営費が減算されています。

★助成対象となる欠席事由

助成対象となる欠席事由は以下のとおりです。

欠席事由の判断基準は、「各月初日の入所児童」「定型的な利用のない児童」「月途中入所（退所）児童」共に同一の基準となります。

病欠 ^{※1}	自然災害	その他
①本人の病気による欠席 ・病気の場合 ^{※2} ・病後の経過観察 ^{※3} ・入院中(検査入院含む) ^{※4} ②本人のケガによる欠席 ^{※5} ③保健所の要請による欠席	自然災害による欠席（通園が不可能な場合） ※保護者からの申告が必要です（保護者記載の連絡帳などの複写を保存すること）。	①児童相談所による一時保護のための欠席※ ②その他、協会が認める事由による欠席 ※一時保護が終了し帰宅した場合等は通常の欠席事由の判断基準とする。

- 1 企業主導型保育事業では、私的契約により所定の利用日数を予め定めており、利用日数に応じて職員を配置して保育サービスを提供しています。
利用者都合による欠席で運営費が減額されてしまう仕組みでは、事業者負担が増し経営を圧迫していきます。欠席事由を緩和し、「利用者都合による欠席」についても助成対象として認めてください。

2. 「定員の弾力化」に関する措置を認めてください

- 1 認可保育所や地域型保育事業においては、児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に「定員の弾力化」が認められています。
- 1 一方で、企業主導型保育事業においては「定員の弾力化」運用は認められていません。
- 1 企業主導型保育事業においても、地域や利用者の多様な保育ニーズに応えていくために、「定員の弾力化」を認めてください。

3. 「障害児保育加算」の経過措置を認めてください

- 1 2022年度より、企業主導型保育事業で「障害児保育加算」が新設されましたが、キャリアアップ研修の「障害児保育」研修修了が条件となっています。
- 1 研修修了の条件は、2022年度に入ってからのお知らせだったため、研修受講の対応ができなかった事業者も多くあります。
また、認可保育所や小規模保育事業等では「障害児保育加算」の対象に、研修修了要件はありません。
- 1 2022年度は経過措置として、キャリアアップ研修受講要件を緩和し、すでに障害児を受け入れている施設には「障害児保育加算」の適用をお願いします。

居宅訪問型保育事業に障害児加算を新設してください



- Ⅰ 現状、居宅訪問型保育事業には障害児対応加算はなく、健常児でも障害児でも対象者による保育料の違いがありません。

連携施設加算で健常児より障害児の方が18,090円/月高く支給されるのみ

基本加算部分			
夜間保育加算		連携施設加算	
	処遇改善等加算	障害・疾病のある子どもを保育する場合	それ以外の場合
43,920	430×加算率	42,770	24,680

参照：内閣府HP <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280401/a-3-4-houmon.pdf>

- Ⅰ 障害児保育（特に医療的ケア児の保育）では、体調の急変が起こることがあるため、安全確保が何よりも重要です。フローレンスでは、安全確保のために、責任者による各居宅の巡回・指導、看護・療育の専門家によるアドバイスを実施しています。このように、障害児の場合、安全確保のための人件費が多くかかるため、健常児と同額の保育料では経営が成り立ちません。
- Ⅰ フローレンスでは、訪問看護と組み合わせたり、寄付金を活用することで、なんとか事業を継続しています。しかし、居宅保育事業と訪問看護事業のみでは大きく赤字（年間約3,500万円¹）が出ており、撤退も検討せざるを得ない状況です。また、他の事業者や自治体から、医療的ケア児の居宅保育事業への参入について問い合わせを受けましたが、実情を説明したところ、経営が成り立たず断念しています。こ

のままでは、居宅訪問型事業が広がらず、全国の医療的ケア児の家庭が事業を利用することができません。

- 1 全国の医療的ケア児は約19,000人²いるとされ、そのうち未就学児は約5,200人³いると推定されます。更に医療的ケア児数は医療の発達に伴い年間約750人⁴のペースで増加しており、今後も医療的ケア児の保育ニーズも高まっていくと考えられます。
- 1 保育園での医療的ケア児の受け入れも少しずつ進んでいますが、まだ十分な状況ではありません。また、医療的ケア児は、最初から集団保育が困難な場合が多く、まずは居宅訪問型保育で成長支援、集団保育への移行支援を行うことが多いです。フローレンスでは、事業開始から約6年間で、96名をお預かりし、うち39名が通常の保育園に転園しました。
- 1 2021年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止を目指すことが国や地方自治体の責務となっています。
- 1 それに伴い、障害福祉分野では、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児支援の報酬見直しが行われました。
- 1 一方で、保育分野では当該法律に伴う見直しが行われていません。居宅訪問型保育事業についても、医療的ケア児が保育を受け、保護者が就労継続できるように、公定価格の見直し（特に、障害児加算新設）を行ってください。

1：内閣府HP 令和元年12月10日 第50回子ども子育て会議配付資料 参考資料2より

2：厚生労働省社会・援護局、令和元年10月1日発表資料「医療的ケア児に関する施策について」より

3：児童に占める未就学児の割合を27.5%とし、年代別ごとの医療的ケア児比率に差がないとした場合。総務省統計局「人口推計（2018年（平成30年）10月1日現在）結果の要約 参考表1：年齢（5歳階級）別人口 総人口、日本人人口（各月1日現在）」および「統計トピックスNo.109 我が国のこどもの数 - 「こどもの日」にちなんで - 表2：男女、年齢3歳階級別こどもの数」より

4：厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）分担研究報告書 平成30年度医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究 分担研究課題（1-2）：「医療的ケア児数の年次推移」図2より

第61回 子ども・子育て会議 意見書

滋賀県知事 三日月 大造

1 公定価格について

- 経済対策による処遇改善（3%程度（月額9,000円））は、公定価格上の配置基準に基づく保育士等のみを対象として算定されているが、10月以降、公定価格において措置されるにあたっては、基準を超えて配置している職員も算定対象となるよう検討をお願いしたい。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」および「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、職務内容に比して適正な水準まで処遇改善が行われるよう、今後も継続的に検討いただきたい。

- 加えて、処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）について、平均経験年数10年が上限になっているが、保育士等の定着や個人のキャリア形成に資するよう、上限制度を撤廃する等、拡充の検討をお願いしたい。
- また、原油価格や食材などの物価の高騰等による保育所等の運営への影響や保育サービスの質の低下が懸念されることから、公定価格の改定や臨時の加算等の対策を講じていただきたい。
- 職員配置の改善等、さらなる質の向上のための0.3兆円超の財源の確保を早急に実現されるとともに、子ども・子育て政策についてさらなる充実を図っていただきたい。

2 児童福祉法の一部改正について

- 本県では社会的養育経験者に対する自立支援について、福祉・就労・教育および司法等の関係団体で構成する地域養護推進協議会とともに生活や就労など、様々な支援を行っている。こうした中、児童自立生活援助の年齢要件の弾力化に伴い、子どもの自立できる期間に応じたきめ細かな支援が求められており、地域の実情に応

じた様々な取組みに対し、財政支援の拡充を図っていただきたい。

- 子どもの意見聴取等の仕組みの整備について、都道府県が地域の実情に応じて体制整備がすすめられるよう、意見表明等支援員の資格要件の明確化や人材育成に向けた研修プログラムの構築、具体的な実施体制の整備に向けた好事例の紹介やアドバイザーの派遣など、財政面を含む様々な支援をお願いしたい。

資料 3 の処遇改善のための公的価格の更なる見直しについては、心強い取組として今後も進めていただきたく願います次第です。

ただし、賃金が改善されることは大変ありがたいことですが、一方で被扶養者の年間所得制限が連動して引きあがらないと、非常勤の方は労働時間を短縮せざるを得ません。

幼児教育・保育の人材不足に拍車がかからないよう、こども家庭庁発足の暁には、厚生労働省の労働関係の政策とも連携しながら、子どものための人材確保施策の一層の推進をお願いします。

4.・5 歳児の配置改善加算を設定してください。

全日本私立幼稚園連合会の調査では、教育の質向上のために、配置基準および学級編成チーム加配などを超える配置をしている実態が判明しています。(表参照)

現在、国において保育士・幼稚園教諭等に対し処遇改善が積極的に図られていることは大変ありがたいことですが、他方で、施設による補助対象外の人員配置増の努力により、職員一人当たりの処遇改善額が引き下がってしまう実態もあります。

教育・保育の質向上をはかるため、処遇改善と併せて、実態を踏まえた職員配置基準の改善や、配置改善のための加算の設定を進めていただきますようお願いいたします。

幼保連携型認定こども園における追加職員配置の実態

実園児数規模	51 人以上	101 人以上	201 人以上
調査園数	55 園	119 園	76 園
補助対象外の追加配置（3 歳児 20:1 の園）	3.8 人	6.0 人	8.0 人
補助対象外の追加配置（3 歳児 15:1 の園）	3.5 人	5.4 人	6.9 人

令和 3 年度全日本私立幼稚園連合会経営実態調査より

園の実員から、公定価格（加算含む）、特別支援教育経費、預かり保育補助で雇える人数を引いた数（常勤換算）

公定価格の基本単価引き上げをお願いします。

7 月の値上げラッシュで物価高騰に拍車がかかっています。施設型給付における人件費以外の経費を増額してください。とりわけ緊急を要するものとしては給食の副食費がこのままでは食材費の高騰により利用者負担に頼ることになります。副食費単価の増額を早急をお願いします。

アレルギー対応調理員加算

以前も申し上げましたが、食物アレルギーに関して一定の基準を設け、入念なアレルギー食品除去が必要な場合は、重篤な事故が生じないよう、アレルギー対応に専任する調理員の配置のための加算を設けてください。

主任保育士専任加算の取得のための「0歳児3人」要件について

少子化が進み、出生児数は減少を続けています。また、男女とも育児休業を充実させるなど、0歳児をすぐには保育園に入れなくてもよい政策を国として推進している中、0歳児在籍人数を取得要件に入れる必要はないのではないのでしょうか。主幹教諭等専任加算とあわせて、国全体の政策や現場の実態と調和した要件となるよう、見直しをお願いします。

令和4年7月7日

第61回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 「更なる財政措置」による処遇改善について

2021年12月21日の公的価格評価検討委員会の「中間整理」で「今後は、更なる財政措置を講じる前に」「一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。」とされ、現在「公的価格の費用の見える化に関する研究会」での検討が行われているところである。

保育士等・幼稚園教諭は、全産業平均の賃金との差は5万円程度であり、今般の処遇改善の政策効果が100%出たところで、未だ大きな開きが残る。また、保育等の分野は、人件費率が既に70%（WAM調査）を超えており、現在の報酬単価の中に賃上げに回せる余裕はない。加えて、この分野は、既に事業経営の透明性の確保はされていると考えられるので、速やかに「更なる財政措置を講じ」抜本的な処遇改善を実施して頂きたい。

2. 処遇改善に係る事務負担軽減について

本年2月より、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において「3%程度の処遇改善」を実施していただき、10月以降も継続して実施いただけることに大変ありがたく感謝申し上げます。

10月以降は公定価格の加算の一部として取り扱いされることについては承知しているが、今回の「3%程度の処遇改善」の実施により、処遇改善が3つとなり、申請書や実績報告書を処遇改善ごとに提出するなど、事務負担がさらに増加している状況となっている。支給要件が異なるため、各々行わなければならないことは認識しているが、できる限り申請及び報告事務の簡素化を図っていただきたい。

3. 配置基準の見直しについて

先の経営実態調査でも明らかになっているように、認定こども園等では、法人の経営努力により、現在の配置基準よりも多くの職員配置を行い、保育を実践しなければならない状態となっており、現場の状況と配置基準とが乖離した状態となっている。さらなる処遇改善を実施いただくことも大変重要であるが、懸案事項となっている0.3兆円超の質の向上メニューを早急に実施していただき、世界の最低基準となっている配置基準の抜本的な改善を進めていただけるようお願い申し上げます。

以上

2022年7月7日

内閣府 子ども・子育て会議
会長 秋田 喜代美 様

子ども・子育て会議委員
日本労働組合総連合会
副事務局長 村上 陽子

意見書

子ども・子育て支援をめぐる課題について、子どもの最善の利益を考えた保育の質の向上の観点から検討すべきと考えられる事項に対し、以下のとおり意見を申し述べます。

<資料4 令和3年教育・保育施設等における事故報告集計について>

教育・保育施設等における事故を防止するために、保育士等の業務負担の軽減や保育の質の向上につながる配置基準の見直しを進めるべきである。保育の質の向上に必要な約0.3兆円を早急に確保し1・4・5歳児の配置基準の見直しを行って、子ども一人ひとりに保育者の目が行き届くようにすべきである。

<資料5 幼稚園教諭免許・保育士資格の更なる併有促進について>

保育の質を確保しつつ併有を促進するのであれば、新たに特例を設けるより、幼稚園教諭や保育士が免許・資格を取得するための費用支援を含む学習環境や代替要員の確保など、併有促進のために経済的・精神的な余裕が持てる環境を早急に整備するべきである。そのために必要な職員配置基準の改善と人材確保につながる処遇改善、保育の質の向上に必要な財源の確保を最優先に取り組むべきである。

<資料7 認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ概要>

子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村も指導監督を行う仕組みの検討や、認可外保育施設が指導監督基準に満たない事項を改善するための具体的な対応策や期限を示し実行するよう都道府県において監督すること、認可施設へ移行しない要因を明らかにするとともに、経過措置について施設事業者の理解を深め、移行促進を図ることを求める。

<資料8 幼保小の連携接続強化について>

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という言葉が一人歩きし、大人が求める育ってほしい姿をめざしたり、画一的な目標に合わせようとする可能性がある。教育・保育の現場に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達目標ではないこと、子ども一人ひとりに合った目標を設定し、教育・保育を行うことを周知徹底するとともに子どもの健やかな育ちに逆行することがないように十分注意する必要がある。

<資料9 児童福祉施設の設備および運営に関する基準の一部改正について>

保育所における看護師等のみなし配置に関する要件緩和について反対する。資料4で示されているとおり、死亡事故は0歳と1歳で3件起きている。子どもの安全を守るためには手厚い職員配置が必要な年齢であり、待機児童解消を理由に子どもの安全、保育の質を低下させることは「こどもまんなか社会」に逆行する。子どもを安心してあずけることができなければ、さらなる少子化を促進することにもつながり、慎重な議論が必要である。

以上

令和4年7月7日

内閣府

子ども・子育て会議 御中

第61回 子ども・子育て会議 意見書

公益社団法人 全国私立保育連盟
常務理事 望月昌幸

1. 「人口減少地域への振興対策」は限られた地域の事ではありません。

令和4年度に入り全国の保育事業者から利用児童数の減少、特に低年齢児の入所児童の減少が施設運営を圧迫しているとの声が上がっています。さらには休園や廃園を余儀なくされている施設もあります。

令和3年度に開催されました、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」において、令和4年12月20日に取りまとめが行われたところですが、総論の中にもあります、主任保育士専任加算の取得に関して、加算要件の充足が困難となっていることを踏まえ、その要件の在り方について、見直しを行うことや人口減少地域においても柔軟に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの各種事業に取り組めるような事業の在り方について、早期実現に向けて必要な財源の確保とともに検討することが明記されました。検討委員会での取りまとめをしっかりと受け止め、国として早期実現をお願いいたします。

また子どもの受け持ち人数、いわゆる配置基準については昭和44年から変わらず、現在に至っております。平成27年度より、3歳児においては15：1の配置を満たす場合に加算として改善が図られましたが、私たち全私保連としては保育の質の向上も含め、その他の年齢においても更なる改善を希望しており、令和5年度予算編成とともに各年齢別配置加算の新設をお願いいたします。

2. こども家庭庁の発足と、それに伴う財源確保について

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づく「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、第208回通常国会で成立し令和5年4月より、こども家庭庁が発足される見通しとなりました。

こども政策の司令塔ともなる、こども家庭庁においては文部科学省が合流せず連携という形となった事に対して大変残念に思っています。全私保連としては、一元的な対応が困難になるのではないかと危惧しているとともに、教育部分が切り離されたとの誤った認識がされており、0歳からの育ちをしっかりと見つめ、その発達過程の中で養護と教育がなされているという事を再認識して頂けるようお願いいたします。

今後の発足に向け省庁間の垣根をなくし、真のこども政策を推進するために更なる協議を進めて頂

き、新制度施行後に積み残されている消費税以外の 0.3 兆円超の財源確保をこども家庭庁発足に当たり恒久的に確保して頂けますよう切に願います。

3．原油価格・物価高騰への対策について

令和 4 年 5 月 2 日付、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」についての通知が発出され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

私たちのライフラインとも言える、電気・ガス・水道、そして直接処遇に係る食材料費や保育材料等の高騰は、今後さらなる値上げになると予想されます。

すでに一部の地域では、その対応が図られているとの会員からの報告はありますが、殆どの地方公共団体において、保育事業者への給付対応が検討されていないように思われます。国からの交付金としての性質上、財源の使い道は各地方公共団体に任されており、保育事業者への配分が担保されるものなのか不安を隠せずにいられません。

コロナ感染対策対応での補助事業で実施された仕組みを活用し、10/10 国庫負担による物価高騰対応を全国全ての地域で実施されるようご検討ください。

4．施設類型による仕組みの改善について

保育所・認定こども園・幼稚園等の施設類型の違いにおける公定価格の基本分に含まれる費用や、加算・調整について、統一されたものではなく新制度施行 7 年を過ぎても未だ改善される事はありません。とくに保育所を運営している管理者からの不公平感を抱いているという事は、ご承知の事と推察いたします。また幼児教育・保育の無償化がはじまり、認定区分による満 3 歳児の取り扱いについても無償化となる時期が異なり、子育て世代に不公平感を抱かせております。

施設類型の違いによる公定価格の格差や、3 歳児の幼児教育・保育の無償化時期について、早急に改善頂けるよう、来年度予算編成にあたりご検討願います。

5．公定価格全体の適正な単価設定と処遇改善について

公的価格評価検討委員会の中間整理が令和 4 年 12 月 21 日に発表されました。処遇改善の基本的な考え方や方向性、費用の使途の見える化を通じた透明性、働く方々の負担軽減と生産性の向上等それぞれの分野における課題等について検討し、今夏までに方向性を整理することとされています。

現在、保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額のみが通知として発出されておりますが、公定価格全体の費目についての単価設定の在り方や、全産業平均賃金との格差是正についても、ご議論いただき職責に対する適正な評価が頂けるようお願いいたします。

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会

会長 戸巻 聖

当会として、以下の点について意見を述べさせていただきます。喫緊の問題も多く含まれておりますので、早急にご検討をいただけましたら幸いです。

○ 物価等の高騰に伴う対応について

昨今の急激な物価高騰への対応について検討をお願いいたします。

コロナ禍やウクライナ情勢により原油価格や食材・電気・水道・ガス料金を含む物価の高騰をうけ「新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金」を創設いただいておりますが、交付金の活用については各地方自治体の裁量に委ねられており、対応の地域差が大きくあります、幅広い活用方法及び積極的に活用する旨の通知を各自治体をお願いいたします。

また、当面は交付金などによる支援を活用しての対応が可能かと考えますが、今後「高騰した物価を反映した公定価格内での積算根拠の見直し」等を行うことで、早急に対応を進めていただきたいと思います。

特に、食材費の高騰相当額の給食費を保護者負担とするのではなく、公費の中で子ども達の健康的で成長の礎となる給食提供することができる配慮も併せてお願いいたします。

建築費の高騰に伴う施設整備補助金について

2021年からの建築費高騰が顕著であり、施設整備補助額の算出根拠から著しい乖離が発生している状況です。

認定こども園等の施設整備に関しては、地域の待機児童や教育・保育の需要に対応するべく数年間の計画を通して実施するものであり、補助金を活用しての整備についてはこのような急激な高騰に見舞われることは、想定されていません。

急激に高騰した建築費の対応策としては、法人としての持ち出し額のみが上昇することとなります。法人の安定的な経営を脅かす要因となりますので、厚生労働省の保育所等整備交付金、文部科学省の認定こども園施設整備交付金等について、早急に、支援を検討し対応を進めていただきたいと思います。

2022年5月の建設物価建築費指数(東京2011年平均=100)の代表的な建物について、その動向をみると次のとおりである。



工事原価で見ると131.7(暫定)で前月比0.9%増(+1.1ポイント(以下、pとする))、前年同月比7.3%増(+9.0p)となっている。純工事費で見ると132.7(暫定)で前月比0.9%増(+1.2p)、前年同月比7.5%増(+9.2p)となっている。

○ 産業医の選任にかかる費用について

労働安全衛生法に基づき、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっており教育・保育施設も対象となっております。

産業医を選任し業務を委託する費用・従業員のストレスチェック等に掛かる費用等については、公定価格内では積み上げられていないと考えます。

対象となる施設については、加算等にて対応を頂けますようお願い申し上げます。

○ 事務処理の簡素化について

3%程度(月額9,000円)の処遇改善について、10月から議論が進められていると思います。継続に際して公定価格の加算対応となった場合、事務処理に関しては負担が増加することが想定されます。特に保育士等処遇改善加算については、確実に処遇改善に充てられることが必須であると考えますが、処遇改善実施にあたる事務処理負担が増加することは適切で無いと考えます。自治体によっては、処遇改善加算に関わる事務処理について、過度な負担を施設に求めている自治体もあると聞いております、事務処理簡素化について、自治体への通知をお願いいたします。